

## 少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成29年2月21日(火) 10:03~12:07

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

粒谷 友示 委員長  
梶川 虔二 副委員長  
山中 益敏 委員  
川田 裕 委員  
藤野 良次 委員  
安井 宏一 委員  
米田 忠則 委員  
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 福西 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○粒谷委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○川田委員 まず、1点目にお聞きしますが、総務警察委員会で請願の処理状況の結果について、きのう時間がなく聞けなかったので、教育振興課に聞きたいのです。請願内容をもっているのですが、高等学校等の無償化に関する請願書は、大阪府と同等に高等学校等の無償化をするという内容だったのですが、授業料軽減補助と教育経常費補助について、それぞれの補助のあり方や県政への影響などについて、教育費の負担軽減を順次拡大していく国の動向も注視しながら検討を重ねていくという、全く関係のない回答になっているのです。学校の無償化等も議論されていますが、それとは関係なく、奈良県の行政として高等学校等の無償化について、あの請願は憲法第92条の地方自治の本旨に基づいた団体意思の決定を行っているわけです。こんな回答をいただいても、何の意味もない。意味が

わからないのです。

もう一度改めて聞きますが、制度設計をしないとだめではないですか。それはいつまでに行っていただけるのですか。

**○川上教育振興課長** 川田委員がお述べのように、平成28年12月議会で高等学校等の無償化に関する請願書が採択され、総務警察委員会でも報告させていただいたように、重要課題に位置づけて検討していくところです。

大阪府と同等の無償化ということで、現在大阪府が実施している制度等について、調査を進めているところです。大阪府の状況をまずしっかりと確認すること、それから、本県で私立学校に通っておられる生徒に対する支援として、現在は直接授業料の軽減補助金ということで予算をお願いしている分と、間接的な補助として、私立学校に対する支援ということで経常費補助金の2本立てを考えています。請願の回答書に書いていますが、家庭の負担軽減と教育の質、維持、向上のためにその両方の制度をどのように設計をしていけばよいのか、いろいろ検討していかなければならないと思っています。軽減補助だけではなく、経常費補助金についても検討が必要ではないかと、その件について取り組んでいるところです。

また、国にも教育費軽減という動きがありますので、確認する必要があるか考えているところです。いずれにしても、委員がお述べのように、県としてどのような対応をするかについては、検討していかなければならない事項がいろいろあると考えていますので、しっかり議論した上で結論を出していきたいと考えています。以上です。

**○川田委員** いや、聞いていますが、制度設計はいつまでに行うのかということです。

**○川上教育振興課長** 制度設計については、話が長くなるかもわかりませんが、大阪府では、授業料徴収の上限設定、いわゆるキャップ制を設けておられます。また、本県にそれを置いた場合、教育の質や、私学についてどういう影響があるのか、そもそも募集人員の考え方や保有施設の状況など、県内の私立学校等の実態についても検討していかなければならないと思っています。こういうことについて調査、検討を進めた上で、有識者や関係者の意見の聴取を行いたいと考えていますので、いつまでと今お答えすることは難しいのですが、できるだけ速やかに結論を出していきたいと考えています。以上です。

**○川田委員** 結論というのは、制度設計をする時期という意味の結論ということですか。

**○川上教育振興課長** どういう制度設計が望ましいのかを、できるだけ速やかにと考えています。以上です。

○川田委員 請願の内容に全部書いてあるではないですか。それを歪曲されてしまったら、いろいろな理由をつけていくらでも変えられるではないですか。だから、やってください。請願の意味をわかっているのですか。団体決議の意味。国の制度と書いているけれども、国の制度は関係ないです。どんどん関係のない話の方向に行っているように聞こえてならない。請願を出すにおいても、委員の賛成多数で可決したのですけれども、その間でもいろいろ議論もしているし、中身の学習もあった上で賛成するか、反対するか、表決で結果を決めるのです。会派でも検討していただき、そういう結果になっているわけです。保護者にも周知していかなければならないし、逆算して考えれば、夏ぐらいまでには制度設計は大阪府と同等の形でできますということができないのではないですか。それを今の話では、各専門委員会、有識者と言いますが、結論はもう出した請願書になっているわけですから、やってもらうというだけの話ではないのですか。また歪曲されるのですか。ここだけ明確に答弁していただけますか。

○川上教育振興課長 歪曲するつもりは全くありません。大阪府と同等の高等学校等の無償化という請願ですので、本県としてクリアすべき案件もいろいろ出てくるので、大阪府の実態、奈良県の実態も確認した上で、どういう制度がいいのかしっかり考えた上で結論を出していきたいと考えています。以上です。

○川田委員 言っていることが矛盾しています。この話は2年ぐらい前から我々が議会に来たときからずっと言っており、調査研究するとおっしゃっていたではないですか。また一からやるのですか。では、あのときの答弁は虚偽だったのですか。

何が言いたいかという、前回の請願を我々が紹介者になって提出したが、理事者側が各会派の部屋を回って、趣旨採択でやってくれと言っておられたではないですか。あの行政行為がどう考えても納得できないのです。普通やりますか。行政の人間、公務員は、全体の奉仕者ではないのですか。それを趣旨採択してくれとは、行政の人間がそういう介入をしていいのですか。だから、決定をしたのだからきちんとやってください。また会派を回っておかしな根回しをされるのですか。そのことは、日本維新の会でも大議論になっていました。私は市議会議員も長くやっていたけれども、理事者側がそういったことを要請していくことは絶対にあってはならない。地方自治の本旨に反するではないですか。そういうことをまたされるのですか。答えてください。

○川上教育振興課長 県としては、請願があった上で、どういう影響があるか説明をしたと考えており、趣旨採択ととられるのであれば申しわけなかったと思います。内容について

て説明をしたつもりですので、今後も必要に応じて内容について説明に上がることはあると思っています。以上です。

**○川田委員** 説明されて、事実を伝えるのはいいけれども、こうやってほしいと言うのはおかしいではないですか。人間個々知らない方が聞いたらそうなのかと間違った解釈を、言われていたらそう思うてしまうではないですか。もう二度とそういうことはしないでください。実質、ほかの会派から聞いていますので。どういうことを聞いたかというのね。そういったことを二度としないでください。これは信用問題になりますから。何か根回しされて、うまくいきそうな表決をまた裏返されることもあるので、そこには絶対に介入しないでください。それは申し上げておきます。

それと、何回も言いますが、努力や、意見も聞いて、奈良県の状況を考えるのはいいのですけれども、結論としては大阪府と同等の高等学校等の無償化ということで、可決もしているのです。だから、制度設計を示すというのは、これはどんな議会の専門書を読んでも、請願が採択されたときには、一番近い議会で、その請願の処理の状況と結果についてという簡単な資料1枚が出てきます。意味不明な内容も書いてあるのですけれども、その制度設計の進捗状況を毎回こういういろいろな機会があると思いますので、公の場でそれをきちんと報告する義務があるので、それをきちんと行ってください。できない理由はいいのです。どこまで進んで、どうなっているかということを報告してください。予算措置して、それをやっていくという義務が発生しています。議会の議決でそうなっているのですから。団体意思決定でね。だから、次回の議会で、制度設計的にどこまで進捗したのかをご報告いただきたいのですが、その点についてはいかがですか。

**○川上教育振興課長** 川田委員がお述べのように、進捗状況については報告をさせていただきたいと思います。以上です。

**○川田委員** では、この件はそれでお願いします。

もう1点、福西こども・女性局長からご説明いただいた奈良県児童虐待防止アクションプランの改定についての資料1で、前からいろいろ視察に行ったり、お聞きしたりしていて、役割分担の明確化について今回も文字として入れていただいています。これは、市町村における体制整備状況等の調査と支援となっています。市町村からの意見を、あれから私も現場の担当者などにいろいろヒアリングに行き、どんな状況かをよく聞かせていただきました。聞けば聞くほど、非常に大変だという印象を持っているのですけれども、県としても、今回明確化していただきましたので、具体的にどのようにやっていくのか。現

在ではまだ決まっていないかもしれないですけども、これも同じで、この特別委員会は6月までなので、できましたら6月までに具体的にどういったところをどのように明確化していくのか、その中身をご検討いただいた結果、変更は当然あるかもしれないのですが、それを明示いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

**○乾こども家庭課長** 役割分担の明確化と連携は、かねてからの懸案事項で、これまでも全市町村で組織している要保護児童対策地域協議会を通じて、役割分担のためのマニュアルをつくっており、その周知徹底を図っているところです。今回、第3次プランの改定に当たり、明確化をより鮮明にするために文言を入れさせていただきました。現在まだ明確にはされていませんが、国でも共通のルールに基づいて役割分担をしていくために、間もなく示されると思うのですけれども、初期対応のリスクのアセスメントシートをつくっており、どちらが主担当になるか等も作業されているようですので、その辺も含めて、またご報告させていただきます。以上です。

**○川田委員** ではよろしくお願ひします。県も取り組みをしていると市町村に話したら、非常に喜んでおられ、期待されていますので、ぜひともよい報告を期待しています。

それと、もう1点、苦情といいますか、問い合わせがあったのですが、先ほどの条例の説明もありましたけれども、今後基準をきちんと決めていこうということで、特に子ども関係なら、子育て3法以降、いろいろな基準が定められて、専門員の配置などを決められています。これは県で2年以上、その関係の職についておられた方は専門員と認定できるように、講習を行ったり、そういった事業もやっています。

その中において、この間、学童保育の関係の講習会で、市町村の通知がなくわからないから県に直接電話をしたら、その講習会自体が終わっていたということです。その方は認定も受けたいし、子どものそういったことに興味を持ってそういう仕事もされているので、話が出たのです。全然聞いていないし、県に確認したのだけれども、もう終わったと言われましたと。どこの市町村ですかと聞かれたら、香芝市ということで、該当の香芝市教育委員会に聞いたら、通知はしているのですがよくわからないのですと意味不明なおっしゃっていたので、通知も徹底していく必要があると思います。現場の指導員が通知するのを忘れたのかどうかかわからないのですが、年に1回しかないのですから、その機会を逃してしまったら、来年まで待たなければならないのでしょうか、教えていただきたいです。

**○正垣子育て支援課長** 市町村の通知の関係で、恐らく放課後児童指導員の認定研修と思われまますけれども、県から市町村等に通知はきちんとしています、川田委員がお述べの

とおりに、今後さらに本人のところまで行き届くようきちんと通知させていただきたいと思  
います。以上です。

○川田委員 年1回ですから、もう今年度は受けられないということですか。

○正垣子育て支援課長 申しわけございません。年1回の開催ですので、次年度以降、き  
ちんと通知等をさせていただきます。

○川田委員 よろしくお願ひします。

それと、これは「少子化対策・女性の活躍促進特別委員会資料（平成28年度2月補正  
予算案の概要）」の5ページ、IV少子化対策・女性の活躍の促進で、なら結婚総合応援事  
業とあるのですが、晩婚化が問題になって、先日論文を書くために、OECDの関係のデ  
ータを全部分析していたところ、晩婚化が因子的にかなり影響力が強い形で少子化に直結  
しているという、因果関係とまでは言えないかもしれないですけども、相関関係が非常  
に強く出ているというおもしろいデータが出てきたのです。国により制度が違いますので、  
一概にそのデータだけで言えないのですが、各国を比較してみると、大体共通して晩婚化  
イコール少子化という傾向があるのです。だから、結婚の応援をされることはいいのです  
が、それと同時に、国でも研究されていますのでいろいろなデータが出ていますが、晩婚  
化対策というのか、言い方が難しいのですけれども、視点を絞っていく必要があるという  
感想を持っているのですけれども、来年度の取り組みについてどのようにお考えか、見解  
をお願いします。

○金剛女性活躍推進課長 結婚応援、結婚支援の取り組みについてお答えします。

川田委員がお述べのように、本県でも非常に晩婚化が顕著で、20代後半の未婚率が全  
国トップレベルという状況です。なぜ高いのかといいますと、経済的な基盤を持ちにくい  
ことや、あるいは恋愛が面倒であるなど、若者の意識も変わってきているというデータも  
出てきていますけれども、県としては、結婚を希望される方がその希望をかなえられるよ  
うに後押しをしっかりとしていきたいと考えています。

今お触れいただいた、なら結婚総合応援事業の内容について説明させていただきますが、  
これまで県の結婚支援の取り組みとしては、なら結婚応援団という、企業や店舗等に応援  
団員として登録していただき、地域での出会いイベントを開催することを一生懸命やって  
いただいていた。今後はそれに加えて、県と市町村、民間の団体等との連携を深めて、  
結婚を応援する取り組みを進めていきたいと考えています。具体的な取り組み内容として、  
まず、県全体での結婚応援体制をつくっていく。具体的には市町村とともに、(仮称)奈

良県結婚応援プランをつくりたいと考えています。プランをつくるに当たっては、市町村や企業、団体、応援団員とともに連携会議も持ちたいと考えています。それから、企業や団体向けに結婚応援の取り組みをしっかりと行っていただけるように、結婚応援のセミナーを実施したいと思っています。

それ以外にもう一つ新たな取り組みとして、企業や団体等に従業員の結婚を応援していただく取り組みが、今までできていない部分でしたので、働きかけをしていきたいと考えています。こうした取り組みにより、なら結婚応援団の活動、企業、団体等による活動、市町村による連携を一層促進して、県全体で結婚の希望をかなえる取り組みを頑張っていきたいと思っています。

なお、結婚の希望の実現と申しあげましたように、結婚は、それぞれの考え方や意思に基づいてされるものと考えていますので、あくまでも個人の意思を尊重して、特定の考え方の押しつけにならないように留意して事業を進めたいと考えています。以上です。

**○川田委員** よろしくお願ひします。あまり深刻な雰囲気になるといい結果が出ないと思うので、若い方が行って楽しかったというイベントになるようにお願いしておきます。

それと、もう1点、子ども総合プランや子ども食堂の開設など、子どもに対する支援がかなり充実してきている印象を持ちますが、前々から私の持論でずっと言っているのですけれども、今回こども園もふやすと前のプランでも出ていましたが、私学中心という意味ですか。公立でこども園を創設していくなど、市の負担と思うのですけれども、考え方として県が進められているのは、私学でこども園を充実させていきたいと、このような方向性で見方でよろしいのですか。

**○正垣子育て支援課長** 認定こども園については、私学、公立にかかわらず、地域の実情に応じて、最大限尊重して、推進していきたいと考えています。以上です。

**○川田委員** 公立の場合市町村が運営されるので、その議会等で審議されるでしょうけれども。ただ、危惧していますのが、臨時職や特別職や嘱託関係など前から調査していただきたいと言っていたのですけれども、平成30年度ぐらいに地方公務員法の改正の話も出ており、特に地方公務員法第3条関係が改正されてくると、やはり正規職員などいろいろなものが出てきますから、逆に運営ができないという、これは私の研究分野ですけれども、難しい段階に進んでいくという意識が出ています。特に今、どこの市町村も、定員の管理は逆に、県も一緒でしょうけれども、減らしていこうという流れがある中で、今の法律の体系から考えると、民間主導でやってくださいという法律の書き方に見えるので

す。なぜかという、国公立で運営する場合なら運営補助金は入ってきませんが、私立の場合なら運営補助金と保育料で運営をされている状況から見ても、民間でできることは民間でやっていただくという体系の法律になっていると思うのです。これから人口減少という問題もありますから、税収も右肩上がりに上がっていた時代とは異なってくると思いますので、先読みが必ず必要だと思うのですけれども、どのような見解をお持ちでしょうか。

**○正垣子育て支援課長** 保育所等の整備等も含めて、今後市町村とよく話をして、市町村、あるいは地域の実情に応じた形で進めていただくと県では考えています。以上です。

**○川田委員** 県の意思も明確化する必要があるのではないかと思います。当然、強制はできないですけれども、県としてはこういう考え方を持って推進していきたいと。そうでないと、財源がない、人がいない、進めてきたけれども、途中で破綻してしまうという危惧は絶対にありますので、今度の改正はかなりきついと思うのです。整合性がとれた体系的な分析は、行政学では絶対に必要だと思うので、そのあたりも視点として入れていただき、今後の研究、調査等をやっていただきたいとお願い申し上げますが、いかがですか。

**○正垣子育て支援課長** 川田委員がお述べの視点も考えながら、地域の実情に応じた形で、市町村とよく話をして進めていきたいと考えています。以上です。

**○川田委員** よろしく申し上げます。

奈良県ふるさとワーキングホリデー事業について、NHKの「ならナビ」で取りあげられていました。市橋雇用政策課主幹がテレビですごく真面目な顔をしてインタビューに答えられていて、非常にいい事業だと思ったのですけれども、その内容を簡単にご紹介いただけますでしょうか。

**○元田雇用政策課長** 現在実施している奈良県ふるさとワーキングホリデー事業は、国が今年度補正予算で計上し、国からの委託を受けて実施しています。内容としては、東京都、大阪府、京都府などの都市部を中心とした県外の若者を対象に参加者の募集を行い、参加希望者と受け入れを希望されている県内企業者との調整を行った後、2週間から1カ月程度の雇用契約を締結して、県内の経営企業等で働きながら、その地域で暮らし、地域のイベント等に参加いただくことで、本県の魅力を知っていただくというものです。以上です。

**○川田委員** キャリア教育を受けた者と受けていない者の研究があり、就職しても普通3年以内でやめる方がかなり多いのですが、キャリア教育を受けていた方は継続して職を築かれるというデータがあります。だから、こういった事業に、学生も含まれるのであれば、キャリア教育との連携もできるのではないかと思います。特に市橋雇用政策課主幹の



インタビューの中で、奈良県のよいところはたくさんあるのだけれども、それをわかっていただいているのが一番悔しいと言われており、そのとおりだと思うので、楽しいと感じる事業をやっていただかないと、暗い、行政で無理やりやっている感じになると若者は嫌うと思いますので、お願いしたいのですがいかがですか。

**○元田雇用政策課長** 川田委員がお述べのように、今学生を中心に、順次県内に来ていただいています。当課職員を中心に、手づくりでいろいろな計画を練り、それぞれの方と話をして、県内に滞在している間に少しでも奈良県をよく知っていただき帰っていただく。また、できれば奈良県のよさを知っていただいて、将来奈良県に移住していただくことに向けて取り組んでいます。3月20日頃まで続くので、川田委員のお述べの方向で進めていきたいと思っています。以上です。

**○今井委員** それでは、幾つか質問させていただきます。

まず、待機児童の問題で、県では平成29年度末までに待機児童をゼロにする計画があります。4月から新しい子どもが保育園、幼稚園に入ることになり、この入所の希望と受け入れ体制がどうなっているのかお尋ねします。

児童相談所で、正規職員をふやしていただいているわけですが、実際にこちらの希望どおり職員が来ているのかどうかお尋ねします。

障害者総合支援センターの子ども地域支援事業で、これは大変希望が多く、もっと体制をふやしてほしいと以前にも質問させていただき、指定管理者制度に含めたので、体制が充実されていると聞いたのですけれども、昨年も4月13日から19日までの1週間の受付ですぐにいっぱいになってしまったと聞いています。先日、リハビリテーションセンターに伺い、体制が充実しているのかどうかお尋ねしたところ、作業療法士が2名ふえたけれども、産休や育休が重なり、正式に求人の募集をしたけれども、正規職員が集まらないと。パートの形で4月から2名来ていただくと伺ったのですけれども、実際に子どもの療育のリハビリ支援を行うには、専門の学校を出てすぐに実践というわけにはいかず、かなり訓練の期間も必要になるので一定の体制が必要です。そういう年代の人たちを採用しようと思えば、結婚や子育てという問題が必ずふりかかってくるので、そうしたものも見込での体制も考える必要があると思いますけれども、この点についてお尋ねします。

就学援助の入学金について、実態と金額が合っていないこと、それから、支給時期が前年度所得の確定後の7月ごろになるので、4月の入学には間に合わないことを問題にしているのです。国で基準が引き上がったと聞いていますが、奈良県の場合、中学校でど

のくらいの基準になったのか、もしわからなかったら後からで結構なので、教えていただきたいです。また、入学に間に合うように、私の地元の北葛城郡では、王寺町、河合町、上牧町で3月支給にすると聞いているのですけれども、奈良県の自治体の中で、どのくらい3月支給にする自治体があるのか、教えていただきたいと思います。

子どもの貧困対策で、子ども食堂開設・運営支援事業として300万円の予算がつきました。今子ども食堂が結構ふえてきており、やりたいという希望もいろいろ聞いていますが、この300万円は、現在やっているところは何らかの支援が受けられるのか、また、新たにつくるところについては、1カ所どのくらいという想定で300万円という予算になっているのかお尋ねします。

**○正垣子育て支援課長** 保育所等の待機児童についてです。

平成28年10月1日現在の保育所等の待機児童について、8市町で317名という状況です。一方で、平成28年度に保育所等の整備を行い、新設、増築、改築などにより、844名の定員がふえる状況です。また、企業主導型保育施設7施設が4月に運営開始予定です。これが249名の定員増を見込んでおり、これらを合わせて、平成29年4月時点では1,093名の定員増となる予定です。これらの整備により、保育の受け皿整備が進むことによる潜在ニーズの喚起や、女性の就業増加などの要素もありますけれども、待機児童の解消に向けて一定の進捗が図られると考えています。以上です。

**○乾こども家庭課長** 児童福祉司の採用についてお答えします。

県のこども家庭相談センター、特に児童相談所部門の体制強化について、児童福祉法の改正もあり、人事課と協議した結果、来年4月1日向けに14名程度を採用予定で募集を行いました。先日発表された2次試験の最終合格者は7名で、差し引き7名が想定より少ない状況になっています。人事課とも協議して、時期は伺っていませんけれども、引き続き募集すると聞いています。以上です。

**○芝池障害福祉課長** 障害者総合支援センターで実施している子ども地域支援事業は、医学的な支援が必要な在宅の発達障害児等について、地域療育機関等に発達障害児療育指導員を派遣して、支援方法等の助言や指導を行い、より多くの発達障害児に対して早期治療等を実施できる地域の療育体制の構築を図ることを目的としています。

今井委員にご心配いただいている作業療法士の人員確保については、4月から既に小児の経験を積んだ作業療法士を補充できる見込みがつかしました。保育所等の助言、指導の要望等についても、前年と同程度の対応はできる見込みとなっています。今後とも小児を対

象とする作業療法士の人材育成については、今井委員がお述べのように、学校を出てすぐ役に立つというのではなく、経験が必要となりますので、人材育成や人材確保に努め、発達障害児の早期療育支援の充実に努めてまいりたいと考えています。以上です。

**○乾こども家庭課長** 子ども食堂開設・運営支援事業について、お答えさせていただきます。

今井委員がお述べの子ども食堂については、各地域で取り組みが始まっています。県としても、より広く県内で開催されるよう、開設に向けた支援事業を来年度向けに今議会に上程する予定です。現在想定しているスキームは、県内で新たに子ども食堂を開設しようという団体等に対して、食材費と施設使用料等を想定して1回当たり2万2,000円で積算をしています。月1回の開催を想定しており、補助要綱等のスキーム設計の詳細を詰めた上で、年度途中の秋ぐらいから開始で、8カ月分、団体数は現在の倍増という見込みで約17団体、約300万円を計上しています。以上です。

**○深田学校教育課長** 就学援助金制度についてお答えします。

今井委員がお述べのとおり、王寺町では、平成29年度の新入生から3月上旬に支給予定と聞いています。この王寺町の対応については、11月末に県内市町村教育委員会に情報提供をしました。県で調査をしたところ、大半の市町村は、7月から9月に支給しています。7月から9月の間に支給する市町村は、前々年度の所得で判断すると、前年度の所得がその基準を上回るようになった場合、返還を求めなければならないという不安があることが原因になっているようです。

新たに3月に新入学準備金を支給する市町村は幾つあるのか、手元に資料がありませんので、確認して委員にご報告させていただきます。

**○今井委員** 保育所の待機児童の関係では、施設的にはふやしていただくことで解消できるのではないかという話だったのですが、私の地元で話を聞いていましたら、4月から入る子どもはもう決まっているけれども、保育士がどうしても足りないということで、探して非常に困っていらっしゃるという話を聞いています。奈良市では、3月1日時点で待機児童が216名いると聞いていますので、それに見合う保育士の体制がないと、実際の受け入れができないと思います。聞いていただいて、県としても本当に受け入れができるようにお願いをしておきます。

児童相談所の職員について、14名の正規職員の採用という、県にしては大盤振る舞いの採用をしていただいたわけですが、実態を聞きましたら7名ということで、7名

が来られないということです。そういう専門職の求人に対して、保育士も、この児童福祉司も、先ほどの作業療法士の話もそうですけれども、本当に人が来ないという問題をきちんと受けとめて、引き続き募集をかけていただき、体制をきちんと整えていただきたいと強く要望しておきます。

子ども地域支援事業で、4月から入っていただく見通しになっていますけれども、キャパシティーとしてすぐにいっぱいになり、ニーズが大変高いのですが、それに見合わないのが実態ではないかと思っています。障害のある子どもの数もふえており、平成26年度の児童相談所の相談実績は4,683件で、そのうち障害に関する相談が2,568件と54.8%も占めています。どのように子どもにかかわっていいかわからない、どうしたらいいかわからないという不安を持った親が大変多いのではないかと思います。ぜひこの分野については、もっと拡張していただきますように強くお願いをしておきます。

子ども食堂は、1回の食材と施設の使用料2万2,000円、月1回と考えていただいているということで、この子どもの貧困の問題で、日本財団が子どもの貧困の社会的損失というレポートを出しており、都道府県別にいろいろ分析をしています。これを見ましたら、子どもの貧困の課題が深刻だというのが、こちらが深刻で、あまりこちらは深刻ではないという上下の関係。それから、この横の関係は、予算がたくさん貧困対策に使われているかで、こちらは少ないほう、こちらが多いほうということです。課題が深刻で予算もたくさん使っているのであればそれでいいわけですがけれども、奈良県の場所がどこにあるかといいますと、ここの場所なのです。一番課題が深刻なのが沖縄県です。その次が大阪府、北海道で、奈良県。鹿児島県と奈良県と福岡県が並ぶぐらいで、深刻度としては奈良県は高いです。けれども、それに対する予算の支出が少ないということでは、北海道に次いで奈良県という客観的な分析が出ている資料なので、県にもこの子どもの貧困対策の計画をつくっていただきましたので、ぜひ子どもの貧困に具体的に届くような積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

この貧困が見えないという問題が起きていますけれども、意識的な保育所の保育料滞納がふえているのか減っているのか、どのような発生状況なのか。また、子どもの給食代滞納がどのような状況かも把握をしていただいて、子どもの貧困を意識的につかんでいただきたいと思いますが、この点で何かお考えがあったらお尋ねしたいと思います。

**○粒谷委員長** 就学援助金については、後日、資料ができたときに、委員に配付していただけますか。

○乾こども家庭課長 子どもの貧困に対して、県の実態を把握した上で、施策を進めていくようにという話だと思います。

昨年度末の計画策定に先立ち、奈良県でも県内の貧困の状況等を一定程度はつかんでいます。その後、子どもの貧困対策会議で報告をする関係もあり、順次指標を設け、なおかつ施策に反映していきたいと考えています。今井委員がお述べの子ども食堂については、新規事業で300万円計上し、そのほかにも、子どもの貧困対策として、就学支援や、生活困窮世帯向けの学習支援、ひとり親家庭向けの学習支援等、種々やっていますので、子ども食堂も含めて、子どもの貧困に対する県の施策を充実させていきたいと思っています。以上です。

○藤野委員 数点お聞きします。

まず1点目は、工業高等学校等の備品整備事業で、平成29年度予算が約1,100万円です。御所実業高等学校の旋盤を整備するということですが、数年前に県内の工業高等学校を視察しましたが、かなり老朽化をしていました。特に御所実業高等学校の旋盤は、かなり老朽化していた記憶があるのですが、今回この1,100万円の予算の中で新しく整備していただくことは非常にありがたいと思うのですが、御所実業高等学校の旋盤についてはこれで整備が終わるということですか。

○深田学校教育課長 まだまだたくさん充実しなければならないところがありますけれども、旋盤についてはこれで終わりです。

○藤野委員 ほかの例えば奈良朱雀高等学校、王寺工業高等学校も含めて、計画的に段階的に進められると思うのですが、老朽化してもここはまだ置いておけるという部分も、種類や目的、趣旨により、機械によってはいろいろあると思うのですが、今後どのような目線で、どういった基準で工業高等学校の設備を整備していこうと考えておられますか。

○深田学校教育課長 まず、学校と相談し、そして、企業ともいろいろと話し合いを持ったりしています。ですから、就職しても実際に高等学校で使っていたものと企業へ入ってから使うものが、最先端の技術を、機械をといてところで全然違うケースも聞いています。企業で今どういったものが使われているのか、学校ではどういったものが必要なのかを調整しながら、考えているところです。

○藤野委員 今おっしゃったとおりなのです。企業で使っている機械と工業高等学校にある機械のレベルが全然違う。工業高等学校で学んでいるのと、就職した企業とで全く違う

ので戸惑うという話も聞くので、そういった基準や目線でやっていただくことは非常に大切だと思うのですが、かなり高額だと思いますので、今後予算と照らし合わせながら計画的に進めていただきたいと要望します。

次に、昨年11月30日に女性の活躍促進会議が開催されました。その後、まだ次の会議が開催されていないということなので、このときの会議の内容について、お聞かせをいただきたいと思います。

**○金剛女性活躍推進課長** 女性の活躍促進会議についてお答えします。

メンバーは、有識者、経済・労働団体、行政の関係機関等から構成しており、女性の活躍推進に関する情報共有、意見交換を実施しました。平成28年度は、11月30日に女性の就労者数増加に向けてをテーマにして、県内の女性の雇用関係のデータ、女性の就労状況等についてお示しして、女性の希望をかなえ、活躍の場を拡大するための具体的施策等について議論をいただきました。その会議で、企業等における女性活躍の見える化が必要、地域限定正社員をふやす等多様な働き方をふやすことが必要、大学生の県内就職の促進策、女性管理者等のロールモデル増加に向けた意識改革など、多様で幅広い取り組みが必要との意見をいただいたところです。

このような意見も踏まえて、来年度の事業においては、企業等の連携による女性の活躍推進のためのネットワークの創設、ここでは企業に対して先進企業の紹介やセミナーなどを開催したいと思っています。女子大学生向けのキャリア形成講座、県内就職の促進のための就職イベントや企業のインターンシップ、女性起業家の販売促進支援などに新たに取組んでいきたいと考えています。今年度の会議は1回で、来年度も引き続き、女性の活躍促進会議での議論を取り組みの参考として、本県の女性の活躍推進について考えていきたいと考えています。以上です。

**○藤野委員** その会議の具体的な事項について、平成29年度予算に反映をされているという話をお聞きしましたし、さまざまな取り組みを今後も計画的に進めていくことも理解しました。

その中で、以前から取り組まれているテレワークも非常に女性の働き方改革としては重視されると思っています。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスという取り組み等々がありますが、現状はどのようになっているのか、県としてはどのような働きかけをされているのかお聞かせいただきたい。

**○金剛女性活躍推進課長** テレワークについてお答えします。

現在当課所管においては、テレワーク推進という直接的な事業はありませんが、市町村では女性活躍推進という観点からテレワーク推進の取り組みが広がりつつあります。例えば奈良市ではクラウドソーシングを活用した働き方を支援するプロジェクトとして、市内ワーカーの掘り起こしと実践練習、セミナーを開催されています。そして、天理市では既にテレワークセンターを設置されており、生駒市においても、本年3月にテレワーク&インキュベーションセンターを設置予定です。また三郷町においても、昨年12月に奈良サテライトオフィス35（さんごう）を開設されています。今後市町村へこういった先進的な取り組みの情報提供、企業に対し女性活躍促進の取り組みの働きかけ、情報提供の中でもテレワークについてはテーマとして扱い、当課としても推進に努めていきたいと考えています。以上です。

○藤野委員 平成29年2月19日に、「働き方改善シンポジウム」が開催されて、そのときにお話しされていたのですけれども、このテレワークで期待できる効果として、意識改革、業務の効率化、多様な情報に触れる機会の増加が紹介されていました。話をお聞きして、通勤時間を気にすることがなく、子育てをしながら、活躍できる場をこのテレワークで得るのではないかと思った次第ですので、充実し、各市町村に情報の提供、企業への働きかけを進めていただきたいと要望して質問を終わります。

○山中委員 それでは、数点お聞きします。

さきに、今井委員が待機児童等についてお聞きになりました。今8市町村の待機児童数が317名で、今回の新たな企業主導型の保育所事業も入れると、1,093名が増員ということで、量的な確保はできたと思います。そうはいうものの、県全体を見るとそういう取り組みになりますけれども、市町村単位でまだまだばらつきがあるというところも否めないと思います。

初期に企業主導型の保育事業が言われたころに、受け付け状況はどうかと聞かせていただき、実際に内閣府のデータを見ると、その当時、7事業所で249名の枠とお聞きをしています。この事業がいよいよこの平成29年4月から本格的稼働して見えてくると思うのですが、新年度予算に触れてはいけないのかと思っていますが、当然、県としてもこの企業主導型の保育所については、肝を入れながら待機児童の解消、女性の働き方、起業という、まさに一石三鳥の話をされながら進めていると思います。

インセンティブな事業として打ち出しているのであれば、質の担保をしっかりとしなければいけないと思うのですが、県として、また、担当課としてどのように見ていくのかお聞

かせいいただきたい。

**○正垣子育て支援課長** 企業主導型保育事業については、待機児童の解消につながるとともに、出産後も働くことができる職場環境を整備することにより、地域の労働力の確保、女性の活躍推進にもつながるものであり、県としても保育の質の確保に留意しながら推進していきたいと考えています。企業主導型保育事業については、認可外保育所と同じ範疇に入ります。年1回の立入検査を実施して、認可外保育施設指導監督基準に基づき、改善指導等を行っていく予定です。企業主導型事業の運営、設置基準等は認可外保育施設よりも厳しい基準となっていますので、保育の質の確保に努めて推進していきたいと考えています。以上です。

**○山中委員** 認可外保育施設よりも厳しい基準で行っていただくということで、立入検査を含めて、国で初めての事業として取り組んでいくこともありますので、県としてもしっかりと追跡調査をしながら見ていただけたらと思います。

次に、子どもの貧困対策についても今井委員がお聞きくださいましたので、細かなところはと思いますが、私は以前、日本財団の「子供の貧困が日本を滅ぼす」という本も紹介しながら、いろいろお聞かせいただきました。また、最近読んだ書物ですが、大学教授の阿部彩さんが「子どもの貧困Ⅱ」という本で「解決策を考える」と書かれており、新聞やテレビなど、あらゆるメディアで今子どもの貧困に対してさまざまな手を打っていこうと進んでいるかと思います。先ほど今井委員が聞かれた中にも、子ども、職場をはじめ、県としてもいろいろとやっけていこうとなってきたかと思っています。

学習をサポートする自主的な取り組みも、子ども食堂もその一つだと思いますが、子どもの居場所が非常に大事だと思うのですが、県としてこの子どもの、特に貧困の子どもたちの居場所について、どのような現状を把握されて、これから県としてどのような捉え方をしていくのか、この点についてお聞きします。

**○乾こども家庭課長** 貧困の対策で、昨年度策定した奈良県の計画の中で、子どもの居場所づくりについても重要な位置づけとしています。山中委員の質問にもありました子どもの居場所には、学習支援をメインとしたもの、生活習慣や遊びなどを通して、安心・安全な居場所を提供するというもの、また新たにこのごろ地域で起こっている子ども食堂も一つの居場所ではないかと考えています。正確な数はすぐに出てきませんが、例えば子ども食堂は、県内に今16カ所ほど把握しています。学習支援については、市町村教育委員会が所管で、学習支援がメインのものが69カ所、学習以外にも本の読み聞かせやス



ポーツ等をされている放課後子ども教室については、152カ所あります。放課後児童クラブという各市町村で空き教室を利用して放課後子どもを預かる取り組みも幅広く行われています。以上です。

○山中委員 わかりました。さまざまな既存の施設等も含めて、そのくらいの数ということで、子どもですからあまり夜間に行くことはないかと思いますが、やはり常時、安心して子どもがいつでも行ける体制である居場所が大事ではないかと思います。

また、その居場所が偏在するのではなく、県下全域にあるような、施策、支援につながるよう進めていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

これはまだ伝えていないのですが、地域振興部の教育振興課から、奈良県版就学前教育プログラムの策定について説明をいただきました。この件で、実際に京都大学と連携したさまざまな研究を通してどういう成果が上がってくるのか、非常に興味を持っていただけで、今回このプログラムが策定されて、現場は、幼稚園、保育園、保育所、さらには認定こども園、認可外も含めて、さまざまな就学前の子どもの施設、育てる機関があると思います。そういう中にどう落とし込んでいくのかをお聞きしたいと思います。

○川上教育振興課長 就学前教育プログラムの関係です。

生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、乳幼児期の教育の役割は極めて重要と考えており、昨年末に策定した奈良県教育振興大綱にも乳幼児期の心身の発育、発達を促すための適切な遊び、運動、しつけについて、専門的な観点から効果的な手法を検討して、奈良県版就学前教育プログラムを策定し、普及をすることとしています。現在、山中委員がお述べのように、京都大学とも連携しながらプログラムを策定しているところです。

普及については、就学前教育には、幼稚園、保育園、認定こども園があります。平成28年度9月補正予算をいただき、教育委員会の教育研究所に就学前教育センターを設置し、県内で広く活用していただけるよういろいろな周知や取り組みをしていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 県内で広く活用していくのはこれからだと思いますので、こうしていいものを時間もかけてつくられたので、ぜひともこれを県内でしっかりと普及して、現場で根づく形にしていだければと思います。この点は今後もしっかりと注視をしていきたいと思っています。以上です。

○安井委員 先ほど児童福祉法の改正等に伴い、第3次奈良県児童虐待防止アクションプランの概要の説明がありました。職員の配置増はかねてからの懸案の課題であったと思

ますが、まだ十分でない面もあると思います。ここに書いていますように、連携と役割分担の明確化を加えて、福祉、保健、教育、警察、司法等との機関との連携を非常に強化する意味で、お互いの意見を交換する、あるいは足らざるを補っていく面ではいいかと思うのですが、職員の配置の中に弁護士を採用して配置してもよろしいと改正された部分もあると思います。これは、先ほどの7名の採用の中に入っているのか、いないのか、お尋ねします。

保育所について、事故等の取り組み強化事業で、保育所は事故、特に死亡事故や重大な事故は起こってはいけないわけですが、巡回指導員等を配置する市に支援するという事で、保育園が複数ある市町村が複数あると思うのです。複数ある保育園を巡回されるのか、園で採用されるのか、どういう状況で採用し、配置されている市町村があるのか、お尋ねします。

また、医療的ケア児保育支援モデル事業で、医療的ケアをしなければならない児童を預かる場合、受け入れ体制を整備するという事で、どういう規模のものを想定して支援されていくのか、お尋ねします。

**○乾こども家庭課長** 児童福祉法に基づく児童相談センターへの弁護士の配置についてお答えします。

委員がお述べのように、さきの児童福祉法の改正で、各児童相談所には弁護士の配置、またはこれに準ずる措置を講じなければならないと明記されました。これを受けて、先ほど申し上げました児童福祉司とは別に、平成29年4月に向けて、仕事の性質上、常勤は難しいと思っているのですけれども、非常勤の嘱託職員でどちらかの児童相談所に弁護士資格を持った方を常時配置できるように調整をしているところです。1人がずっとという想定ではなく、どちらかの児童相談所に弁護士資格を持った方に来ていただける想定をして調整をしているところです。以上です。

**○正垣子育て支援課長** 事故防止の関係で、巡回指導員の配置については、基本的に自治体、市町村に配置するという制度で、4市町村に配置する予定をしています。

次に、医療的ケア児保育支援モデル事業で、医療的ケア児についても、実施主体は市町村で、事業内容として、市町村において看護師を雇い上げて医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に、必要に応じて派遣する経費を補助するという制度です。現在2市で実施予定としています。以上です。

**○安井委員** 重大な事故、死亡事故も県内で発生したということで、児童虐待が恒常化す

る、あるいは児童相談所にも相談ありという具体的な例が発生したときに、子どもと親権者が実際に同じところで生活するのが望ましいのか、収容する形で離してしまうのか、同じ家で生活しないようにしたほうがいいのか、意見が分かれることがあると思います。しかし、法的に収容するとなれば難しい問題も発生しますし、児童相談所にそういう相談があったとしても、弁護士の資格を持った方が法的に、例えば別々に生活させる方がいいとなった場合に、そういう知識、根拠を示さなければならないと思うのです。恒常的に常に虐待が起こっている家庭については、そういう強い姿勢で臨まなければならない場合も出てくると思うのですが、専門的な知識を持った弁護士の指導が非常に効果的な形であると思います。

交代ということで、常勤ではなくても、常に誰かがそういう対応をしてくれることになるわけですね。わかりました。奈良県が対応できる体制は、2つの児童相談所両方とも同じですか。

**○乾こども家庭課長** ただいま想定しているのは、例えば、火曜日、木曜日に高田こども家庭相談センターへ行ってもらって、月曜日、水曜日、金曜日に、奈良市の中央こども家庭相談センターに来てもらうという割り振りで、どちらかの児童相談所に弁護士資格を持った方に毎日来ていただくというのを想定しているところです。以上です。

**○安井委員** わかりました。来年度からの活躍を見ていきたいと思います。

保育所の巡回指導員で、市で何名か採用されて、保育所を巡回されるということですが、資格は必要ないのでしょうか。年齢はどういう考えなのか。市町村で採用することに対して支援するわけですが、県が条件を示しているわけではないですね。女性も男性もあり、どういう状態を望まれていますか。

**○正垣子育て支援課長** 巡回指導員については、市町村で適当な方を選んでいただくということになり、年齢、あるいは性別等にはかかわりないものです。以上です。

**○梶川副委員長** 前向きな質問でなくて誠に恐縮ですが、特別児童扶養手当の件で、この前、12月議会が終わったころ、平成23年度から平成28年度で69件の特別児童扶養手当の過払いについて返してくださいという通知が漏れていたという報告がありました。その前の平成25年度にも106件の遅延払いや過剰払いがあり、このときに、ほかにはありませんということでしたが、実はあったわけです。なぜ特別児童扶養手当がこういうことによくなるのか、発覚した経緯を分析することによってなくすことができるのではないかと思います。どのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、待機児童の話は、先ほど今井委員も出されましたし、私も考えていたのですが、答弁はあの内容で結構です。そこで、保育園や学童保育の内容について、市町村ごとの開所時間の一覧表をいただきたいと思います。

それと、開所する時間によって、県から出す補助金は幾らか高いのか聞かせてほしいと思います。以上です。

○粒谷委員長 学童保育等の開所時間の市町村の資料については、後日でいいですね。

○梶川副委員長 はい。

○粒谷委員長 では、後日資料をお願いします。

○正垣子育て支援課長 特別児童扶養手当に関して、平成28年末、特別児童扶養手当の支給等の事務について、平成23年度から平成28年度において69件の不適正な事務処理が判明しました。このたびの特別児童扶養手当の事案により、受給者の皆様にご迷惑をおかけし、誠に申しわけございませんでした。

今回の事案の対応として、事案発覚後すぐに課の職員に事務処理方法の見直し、チェック体制の再確認を指示しました。また、事案発生後速やかに今回の対象となった受給者に連絡、訪問をして、説明、謝罪を行いました。返納等にご了承いただいた方々には手続を進めているところです。

梶川副委員長にご指摘いただいたように、平成25年度にも特別児童扶養手当の事務処理でこのような事案がありました。平成25年度のときには、事務処理そのものが遅延した事案です。今回の事案は、事務処理は行っていますけれども、一部の事務処理が漏れていたり、誤りがあったということです。平成25年の事案以降、事務処理の見直しを実施してきていますけれども、今回組織として事務処理の漏れや誤りに早期に気づくことができなかつた結果となってしまいました。今後再発防止に向けて、組織としてチェック機能が働く仕組みを構築するよう進めていきたいと考えています。以上です。

○梶川副委員長 再発しないように、それはもちろん言葉で言えばそうですが、注意はするけれども、人間の目や頭を通してすることなので、ミスは生じるのです。受ける人が請求をきちんとしてくれたら一番いいと思うけれども、過誤支払いをできないようにする手法はないのですか。

○正垣子育て支援課長 再発防止について、事務的な見直し等、あるいはマニュアルの見直し等をしています。今後このようなことのないように、組織の仕組みとしてチェック体制を働かせるよう構築していきたいと考えています。以上です。

○梶川副委員長 期待しておきますから、いい方法を考えて、そういうことが起こらないようにお願いします。

放課後児童クラブの運営費に対する補助について、費用はやはり遅くまであければ、それだけ県から出るのですか。

○正垣子育て支援課長 例えば放課後児童クラブなどにより、遅くまであけられるところについては、県から補助を出すという仕組みになっています。以上です。

○粒谷委員長 それでは、資料だけ、後日によろしくお願いします。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月6日月曜日の午前10時30分に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、これで終わりますが、理事者の皆さんは退室願います。委員はお残りいただきたいと思います。

それでは、ただいまから委員間討議を行いたいと思います。

まず、平成29年6月定例会において、調査を終了し、その成果を報告するわけですが、調査報告までの間、その素案を事前に各委員にお送りしています。お手元に配付してあります調査報告書（素案）の構成、または成果の取りまとめとなる提言についての意見、そして、それをあわせまして、各委員におかれましては、少子化対策・女性の活躍促進に対する思いやお考えがありましたら、この機会にご発言願いたいと思います。

今のところ意見がないようでしたら、3月中に事務局までご報告いただければ結構です。

○川田委員 調査報告書（素案）2番の子育て支援の充実について、3ページに、高等学校授業料の支援について、「各都道府県では収入に応じた独自の授業料の減免制度を実施しているが」となっていますが、これは請願ももう可決しているので、書き方がおかしい感じがするのですが。

○粒谷委員長 そうですね。文案をもう少し整理してくれるといいですね。

ほかにはないですか。

○梶川副委員長 これは読んでいませんが、未婚女性のみなし扶養手当についても入れてほしい。

○粒谷委員長 わかりました。

○梶川副委員長 税制の問題です。

○粒谷委員長 はい。そのあたり、梶川副委員長の意見を取り入れられるか事務局と協議していただけますか。

ほかの皆さんももし何かあれば、事務局をお願いします。

○今井委員 子どもの医療費の窓口負担をしてほしいということも入れていただきたい。

○粒谷委員長 わかりました。

それでは事務局で3月中にそのあたりの調整をお願いしておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、委員会を終わらせていただきます。